国際海上コンテナの国内自動車輸送における交差点通行上の制約と迂回損失に関する分析*

Economic Loss due to Bottlenecks on Intersections in Domestic Road Transport Network of International

Maritime Container Cargo *

杉山信太郎*・柴崎隆一**・渡部富博***・藤原健一郎****・五十嵐一智****

By Shintaro SUGIYAMA*, Ryuichi SHIBASAKI**, Tomihiro WATANABE***, Kenichiro FUJIWARA****, Kazutomo IGARASHI****

1. はじめに

国際海上コンテナを積載したセミトレーラ連結車の輸送 に当たっては,車両制限令に基づく特殊車両通行許可が必 要となる. 全国には,道路区間の構造上通行許可されない ボトルネック区間が数多く存在し経済損失が生じていること を柴崎等は定量的に明らかにした10.一方,海上コンテナ車 用セミトレーラ連結車は全長が長いため、構造上の制約から 交差点を右左折して通行すること(「折進」という)が許可さ れない箇所がボトルネック区間同様数多く存在する.しかし、 この交差点の折進規制による経済損失については検討が 行われていなかった. さらに,2005年にISO(国際標準化機 構)によって国際規格化された45ftコンテナは、国内でのコ ンテナ輸送が許可されていないが,従来の40ftコンテナより も5ft長いため,折進の規制の影響はより深刻となることが予 測される. そこで本研究は、セミトレーラ連結車の種類(40ftコ ンテナ車、45ftコンテナ車)に応じた折進の規制条件を、柴崎 等の作成した国際海上コンテナ用セミトレーラ連結車通行 可能ネットワークに付加し、これら交差点での折進規制がも たらす経済損失を算出したものである.

2. 国際海上コンテナ用セミトレーラ連結車輸送の通行に関する制度の概要

(1) ISO規格海上コンテナ

ISO規格海上コンテナとは、ISOが定めた貨物用コンテナのことであり、外側の長さと高さを基準に幾つかの種類がある. 代表的なものを表 1 に示す.

表 1 ISO規格海上コンテナの寸法

規格	サイズ 純積載			最大積載 質量(kg)	
	(高さ×幅×長さ)	容積(m²)	質量(kg)	貝里(Kg)	
20ft	8'6" × 8' × 20'	32.12	30,480	28,080	
40ft	8'6" × 8' × 40'	65.70	30,480	26,670	
40ft背高	9'6" × 8' × 40'	74.22	30,480	26,510	
45ft	9'6" × 8' × 45'	83.77	30,480	25,680	

※サイズと最大総質量はIS0668:1995, 純積載容量と最大積載質量は代表的事例から.

*キーワーズ:物資流動,港湾計画,海上コンテナ用セミトレーラ連結車

*正員,工修,セントラルコンサルタント(株) 東京事業本部環境交通部(〒104-0042,東京都中央区入船1-4-10,tel/03-5117-1072, ssugiyama @central-con.co.jp),**正員,工博,国土交通省国土技術政策総合研究所 港湾研究部 港湾システム研究室(〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1, tel/fax: 046-844-5028, shibasaki-r92y2@ysk.nilim.go.jp),***正員,工修,国土交通省国土技術政策総合研究室 港湾研究部 港湾システム研究室,****正員,工修,セントラルコンサルタント(株)

なお,45ftコンテナは,2005年に国際規格が発行されたば かりであり,40ft背高コンテナを5ft(約1.5m)延長したものであ る.

(2) 車両制限令に基づく特殊車両通行許可制度

道路法車両制限令は,車両の高さや重量などの制限について一般的制限値を定めている。この一般的制限値を一つでも超えた車両は特殊車両とされ,道路の通行に際し申請を行い,通行許可を受ける必要がある。この申請のため、特殊車両通行許可限度算定要領(「算定要領」という)と許可限度算定の資料である道路情報便覧がまとめられている。

(3) 海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係わる特殊車両通行許可制度の適用について

海上コンテナ用セミトレーラ連結車の特殊車両通行許可制度への適用と、その通行条件について海上コンテナのタイプ別に整理する.

①海上コンテナ用セミトレーラ連結車

表1に示した海上コンテナを積載したセミトレーラ連結車は、一般的に全長が一般的制限値を超える(高速自動車国道を除く)ので特殊車両として扱われ通行許可の対象となる.

②フル積載海上コンテナ用セミトレーラ連結車

重量が一般的制限値を超えたセミトレーラ連結車は,高速自動車国道および重さ指定道路ではフル積載(コンテナ自重を含めて20ftコンテナでは24t,40ftコンテナでは30.48t)以下で,橋梁照査要領に適合すれば通行許可の対象となる.

③背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車

背高海上コンテナをセミトレーラ連結車へ積載すると,高 さが一般的制限値の3.8mを上まわる. 高速自動車国道およ び高さ指定道路では,高さ4.1m以下のコンテナ用セミトレー ラ連結車は,通行許可の対象となる.

(4) 道路管理者の交差点での通行可否の検討方法

道路管理者は、管理下の交差点において算定要領に基づき、表2に示す車両長さによる分類毎に折進の可否を検討している。この検討結果が道路情報便覧に記載されている。

表2 算定要領の車両長さによる車両分類

車両	各車両分類の内容
分類	(セミトレーラ かつ 幅員2.5m)
0	20.0≧車両長さ>17.0m
I	17.0≧車両長さ>14.0m
I	14.0≧車両長さ>12.0m
Ш	120>亩両長さ

3. 交差点の通行上の制約を考慮したセミトレーラ連結車の通行可能ネットワークの作成

柴崎等は,前節①~③で整理した海上コンテナのタイプ 別に海上コンテナ用セミトレーラ連結車が通行可能な道路 ネットワークを4種類作成した.

- a.ノーマル車進行可ネットワーク※
- b.フル積載海コン車進行可ネットワーク
- c.背高海コン車進行可ネットワーク
- d.フル積載+背高海コン車進行可ネットワーク
 - ※ ノーマル車とは、フル積載海コン車でも背高海コン車でもない海上コンテナ用セミトレーラ連結車をいう

本研究では、これらネットワークに対し、セミトレーラ連結車のコンテナサイズに基づく交差点折進条件を付加した.

(1) 道路情報便覧に基づく折進規制箇所の抽出

①セミトレーラ連結車の車両分類への対応

実際に運行されている海上コンテナ用セミトレーラ連結 車について積載コンテナサイズ毎に全長を推測し,表3のよ うに車両分類へ対応させることができる.

表3 セミトレーラ連結車の車両分類対応への対応

積載コンテナサイズ		トラクタ連結時全長*2	国内 保有台数*1	大分類毎 台数内訳	車両 分類
大分類	小分類	mm	台	%	
	標準型2軸	12735	12840	85.4	П
	改造2軸 24トン対応	12735	1218	8.1	I
20ft	20・ 30.48トン 対応3軸	12545	332	2.2	I
		15060	332	2.2	I
	24トンタンク コンテナ 対応2軸	15075	638	4.2	I
20ft40ft	24トン 標準型2軸	16520	1100	77.4	I
兼用	30. 48トン 対応3軸	16090	322	22.6	I
40ft	24トン 標準型2軸	16515	13807	87.3	I
4010	30. 48トン 対応3軸	16090	2010	12.7	I

- *1日本トラック協会資料 平成16年度
- *2各タイプの代表的なシャーシとトレーラ接続時の全長

この表3から,必ずしも積載コンテナサイズと車両分類は 対応しないことがわかる. また,45ftコンテナは,国内でのコン テナ輸送が許可されないため,実用シャーシから車両分類 の設定ができない. そこで,次のように,コンテナサイズ と車両分類の対応を設定した.

まず、車両分類 I に属する20ftコンテナ積載車の比率および、20ft40ft兼用コンテナ積載車の保有台数全体に占める比率がともに低いことから、20ftコンテナは全て車両分類 II に属すると設定した。また、45ftコンテナは40ft背高コンテナよりも約1.5m長いため、40ftコンテナ積載車の全長が16.5m未満となるのに対し、45ftコンテナ車の全長は17.3m程度となると想定されている。この17mを30cm超える想定から45ftコンテナ積載車は車両分類0に属すると設定した。

以上の整理結果を表4に示す.

表4 積載コンテナサイズによる車両分類の設定

積載コンテナサイズ	車両分類
20ft	П
40ft	I
45ft	0

②道路情報便覧に基づくセミトレーラ連結車のコンテナサイズ別折進可否の設定

道路情報便覧の交差点データを用い、コンテナサイズ 別に交差点折進の可否の設定を行った.

道路情報便覧は、表5のように、全国の交差点における 各流入部から各流出方向への折進の可否の検討結果を車 両分類 I ~IVまでの判定と車両分類 0 の判定の2種の記 号を組合せ記載している.

表5 交差点折進の判定記号の意味

記号	意味
直	分類O及び I の車両が対向車線を侵さずに折進できる
Ιb	分類 I の車両が対向車線を侵して折進できる
	分類0の車両が対向車線を侵さず折進できる
Πb	分類Ⅱの車両が対向車線を侵して折進できる
	分類Oの車両が対向車線を侵さず折進できる
直c	分類O及び I の車両が対向車線を侵さずに折進できる
	分類Oの車両が対向車線を侵して折進できる
Ιc	分類 I の車両が対向車線を侵して折進できる
	分類0の車両が対向車線を侵して折進できる
Πс	分類Ⅱの車両が対向車線を侵して折進できる
	分類Oの車両が対向車線を侵して折進できる
直*	分類O及びIの車両が対向車線を侵さずに折進できる
	分類0の車両が対向車線を侵しても折進できない
I *	分類 I の車両が対向車線を侵して折進できる
	分類Oの車両が対向車線を侵しても折進できない
Ⅱ *	分類Ⅱの車両が対向車線を侵して折進できる
	<u>分類0の車両が対向車線を侵しても折進できない</u>
Ⅲ *	分類皿の車両が対向車線を侵して折進できる
	分類Oの車両が対向車線を侵しても折進できない
IV	分類O及びⅢの車両が対向車線を侵しても折進できない

この判定結果をセミトレーラ連結車のコンテナサイズによる車両分類に対応させた結果を表6に示す. ただし、セミトレーラ連結車が交差点を折進する際、対向車線を侵さないことを前提とする.

表6 積載コンテナサイズ別の交差点折進可否の設定

	サイズ別折近	サイズ別折進可否							
記号	45ftコンテナ 積載車	40ftコンテナ 積載車	20ftコンテナ 積載車						
直	•	•	•						
Ιb	•	● * 1	● * 1						
Пb	•	•	● * 1						
直c	×	•							
Ιc	×	×	● * 1						
Πс	×	×	×						
直*	×	•							
I *	×	×	● * 1						
Ⅱ *	×	×	×						
Ⅲ *	×	×	×						
IV	×	×	×						

●折進可, × 折進不可

*1記号から折進不可となるがデータの連続性から折進可と設定 この判定の考え方を用い,道路情報便覧データを活用し て折進できない流入方向の設定を行った. 折進規制のある 交差点の集計結果を表7に示す.

表7 コンテナサイズ別折進規制交差点数

コンテナサイズ	20ft	40ft	45ft
交差点数	6847箇所	18863箇所	21204箇所

(2) 海上コンテナ用セミトレーラ連結車通行可能ネットワークへの交差点折進条件の付加

図1に従い,海上コンテナ用セミトレーラ連結車進行可ネットワークに対し交差点通行条件を付加した.

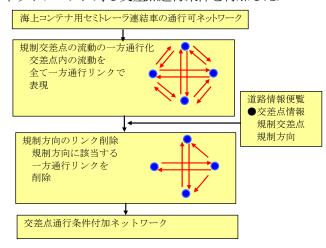


図1 交差点折進での通行条件付加フロー

4. 交差点通行上の制約による海上コンテナ用セミトレーラ連結車輸送の経済損失

(1) 最短経路探索方法

上記各ネットワークに対し,時間の最短経路探索をdijkstra 法により行った. 海上コンテナ輸送における貨物の時間価値は, 往復(輸入なら行きは実入り, 帰りは空)や輸入・輸出の別で異なる. この特性を経路探索に反映するため, 時間評価値を表9のように設定した.

表9 経路探索時の時間評価値の設定

	行き	帰り
輸出	0円/時:空コン	3700円/時*
輸入	3000円/時*	0円/時:空コン

*:「港湾投資の評価に関するガイドライン」の基幹航路の値

(2) 40ftコンテナ輸送の経済損失算出方法

①算定シナリオ

40ftコンテナ輸送の経済損失の算出は、柴崎等の行った方法に準じて行った。また、フル積載海コン車や背高海コン車等の特殊車両の比率は、交差点での折進規制により変化がないと仮定し、折進規制による迂回の解消のみを考慮するシナリオを採用した。

②0D表の作成

平成15年全国輸出入コンテナ流動調査データから得られるコンテナ詰め・取出場所(全国251都市)~積・卸し港湾(65港湾)ペア毎の貨物量(フレートトン/月)から、港湾投資の評価に関するガイドライン(「ガイドライン」という)に記載されている原単位を用いてサイズ別コンテナ個数を求め、フル積載コンテナや背高コンテナの個数ベースの比率を乗ずることで、フル積載海コン車や背高海コン車、ノーマル車の00量(台)を算出した。

③経済損失の算定

前節で得た0D量に,下記の3種の費用を乗じ,検討対象ネットワークと比較対象ネットワークの差をとることで,当該ペアにおける経済損失を算出した.

a. 輸送費用

ガイドラインに示される距離帯別輸送費用を下記の式に近似し、往復輸送距離を代入し算出.

 $= -0.120 \cdot d_{ii}^2 + 279 \cdot d_{ii} + 21800 (d_{ii} \le 1000)$

 $= 230 \cdot d_{ij} + 145000 (d_{ij} > 1000)$ d: 輸送距離(km)

b. 輸送時間費用

表9に示す時間費用原単位を輸送時間に乗じて算出.

c. 有料道路利用料金

経路上の有料道路の利用料金を累計.

算定を行った比較ネットワークのケース設定を表10に示す. ただし, 折進規制交差点が多数あるため, 経路が繋がっていないODペアが存在する. これらペアを算定の対象外とした.

(3) 45ftコンテナ輸送の経済損失算出方法

45ftコンテナが個数ベースで我が国において中国並のシェア(5%程度)³⁾を得た際の経済損失算出を行った. 算定方法は、前節の40ftコンテナ輸送に準じた.

表10 経済損失算定のケース設定

size	case	ネットワーク名	検討対象 ネットワーク	比較対象 ネットワーク	
	1	ノーマル海コン車進行可			
40ft	2	フル積載海コン車進行 可			
	3	背高海コン車進行可	折進規制 あり	折進規制 なし	
	4	背高+フル積載海コン 車進行可			
45ft	5	背高海コン車			
	6	背高+フル積載海コン 車進行可			

図2に示すように検討対象ネットワークでは、折進規制 交差点は迂回し経路探索される.



図2 経路探索による折進規制交差点迂回の例

5. 交差点の通行上の制約の存在による経済損失

以上で示した方法により、各ネットワークの経路探索を行い、40ftおよび45ftコンテナ輸送の交差点折進規制による経済損失の算定結果を表11、12に示す.

表11 40ftコンテナ輸送の折進規制による経済損失

コンテナ タイプ	算出項目	輸出・輸入	輸送費用	輸送 時間 費用	有料道路 利用料金	合計
	検討対象	輸出	11,509	1,149	151	12,809
40ft	ネット走行	輸入	13.554	1.199	134	14.887
	費用 百万円	合計	25.063	2.348	285	27.696
	損失額	輸出	284	31	27	342
ノーマル	百万円		381	50	40	471
		合計	665	81	67	813
	損失	輸出	2.47	2.70	17.88	2.67
	比率	輸入	2.81	4.17	29.85	3.16
	%	合計	2.65	3.45	23.51	2.94
	検討対象	輸出	5,830	577	98	6,505
	ネット走行	輸入	8,660	715	150	9,525
	費用 百万円	合計	14,490	1.292	248	16.030
40ft	損失額	輸出	166	6	27	199
フル積載	百万円		253	0	75	328
		合計	419	6	102	527
	損失	輸出	2.85	1.04	27.55	3.06
	比率	輸入	2.92	0.00	50.00	3.44
	%	合計	2.89	0.46	41.13	3.29
	検討対象	輸出	5,231	511	71	5,813
	ネット走行	輸入	7,201	608	93	7,902
	費用 百万円	合計	12,432	1,119	164	13,715
40ft	損失額	輸出	127	12	7	146
背高	百万円	輸入	222	25	28	275
		合計	349	37	35	421
	損失	輸出	2.43	2.35	9.86	2.51
	比率	輸入	3.08	4.11	30.11	3.48
	%	合計	2.81	3.31	21.34	3.07
	検討対象	輸出	7,485	728	151	8,364
	ネット走行	輸入	8,862	705	189	9,756
	費用 百万円	合計	16,347	1,433	340	18,120
40ft	損失額	輸出	194	11	41	246
背高+	百万円	輸入	302	-11	86	377
フル積載		合計	496	0	127	623
	損失	輸出	2.59	1.51	27.15	2.94
	比率	輸入	3.41	-1.56	45.50	3.86
	% 	合計	3.03	0.00	37.35	3.44
	検討対象	輸出	30,055	2,965	471	33,491
	ネット	輸入	38,277	3,227	566	42,070
405	規制あり	合計	68,332	6,192	1,037	75,561
40ft	損失額	輸出	771	60	102	933
合計	百万円		1,158	64	229	1,451
	10 4	合計	1,929	124	331	2,384
	損失	輸出	2.57	2.02	21.66	2.79
	比率	輸入	3.03	1.98	40.46	3.45
	%	合計	2.82	2.00	31.92	3.16

40ftコンテナ輸送に対する交差点折進規制による経済 損失は、年間で約23億8千万円、総走行費用に対して3.2% の比率と算定された。また、ネットワーク別にその内訳 をみると、背高+フル積載海コン車ネットワークの損失比 率が3.4%と最も多い、同ネットワークは4種のネットワークのうちボトルネック区間が最も多く経路選択の制約が 多いので折進規制交差点の迂回距離も長くなるためと考えられる。

さらに、各ケースとも有料道路利用料金の損失比率が 他の費用に対し多い. 有料道路は交差点が少なく折進規 制の影響を受けることが少ないためと考えられる.

表12 45ftコンテナ輸送の折進規制による経済損失

コンテナタイプ	算出項目	輸出 ・ 輸入	輸送費用	輸送 時間 費用	有料道路 利用料金	合計
	検討対象	輸出	583	54	12	649
	ネット走行	輸入	755	66	15	836
	費用 百万円	合計	1,338	120	27	1,485
45ft	損失額	輸出	24	1	2	27
背高	百万円	輸入	47	7	6	60
		合計	71	8	8	87
	損失	輸出	4.12	1.85	16.67	4.16
	比率	輸入	6.23	10.61	40.00	7.18
	%	合計	5.31	6.67	29.63	5.86
	検討対象	輸出	792	74	18	884
	ネット走行	輸入	1,067	93	25	1,185
	費用 百万円	合計	1,859	167	43	2,069
45ft	損失額	輸出	38	2	4	44
背高+	百万円	輸入	73	10	10	93
フル積載		合計	111	12	14	137
	損失	輸出	4.80	2.70	22.22	4.98
	比率	輸入	6.84	10.75	40.00	7.85
	%	合計	5.97	7.19	32.56	6.62
	検討対象	輸出	1,375	128	30	1,533
	ネット	輸入	1,822	159	40	2,021
	規制あり	合計	3,197	287	70	3,554
45ft	損失額	輸出	62	3	6	71
合計	百万円	輸入	120	17	16	153
		合計	182	20	22	224
	損失	輸出	4.51	2.34	20.00	4.63
	比率	輸入	6.59	10.69	40.00	7.57
	%	合計	5.69	6.97	31.43	6.30

45ftコンテナのシェアが5%となった場合の交差点折進規制による経済損失は、年間で約2億2千万円、総走行費用に対して6.3%の比率と算定された。また、40ftコンテナ積載車同様、通行上の制約の多い背高+フル積載海コン車ネットワークの方が背高海コン車ネットワークよりも損失比率が高い。この損失比率は、どのネットワークも40ftコンテナ積載車よりも大きい。これは、折進規制交差点数が40ftコンテナ積載車よりも多いためと考えられる。

5. 終わりに

本稿では、交差点構造等に基づく折進規制のある交差 点が全国に多数存在し、国際海上コンテナの走行上の経 済損失が生じていることを定量的に明らかにした。今後、 これら交差点から海上コンテナの通行上重要度の高い交 差点を抽出し、改良等の提案を行うことが考えられる。

また、45ftコンテナ積載車の経済損失比率が高いとの 算定結果を得た. 今後、全長17.3mのセミトレーラ連結 車による45ftコンテナ輸送が認められたとしても、折進 規制の損失により、容量増加がもたらすコスト削減等の メリットが減ずることになる.45ftコンテナを40ftコン テナ積載車同様の車両分類 I (全長17m以下)で輸送でき るよう、シャーシ等の開発が望まれる.

【参考文献】

1) 柴崎隆一他,国際海上コンテナの国内自動車輸送における 通行上の制約と経済損失に関する分析,国土技術政策総合研 究所研究報告,No.18,2004. 2) 杉山信太郎他,わが国における 規格外国際海上コンテナの陸上輸送に関する現状と課題,土 木計画学研究発表会・講演集, No.32, 2005 3) 渡部富博他,コンテナサイズに視点をおいた国際海上コンテナ輸送に関する 基礎的分析,国土技術政策総合研究所資料,No.478,2008